

平成 25 年度 岡山大学大学院法務研究科

法学既修者後期入試 試験問題

公 法 系（憲法、行政法）

解答上の注意

1. この問題冊子は、表紙を含め 3 枚である。
2. 問題には、問題 1 と問題 2 がある。配点は、問題 1 が 50 点、問題 2 が 50 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題 1 用と問題 2 用の 2 枚が配布されている。各問題ごとに解答用紙 1 枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】（解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。）

私立学校振興助成法に基づく、私立大学に対する経常的経費の補助の合憲性について論じなさい。

参照条文

私立学校振興助成法（昭和 50 年 7 月 11 日法律第 61 号）（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

（私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助）

第 4 条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その 2 分の 1 以内を補助することができる。〔第 2 項 省略〕

（所轄庁の権限）

第 12 条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

- 一 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- 二 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。
- 三 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不適當であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
- 四 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

（書類の作成等）

第 14 条 第 4 条第 1 項又は第 9 条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

- 2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。
- 3 前項の場合においては、第 1 項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】（解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。）

行政裁量の法的統制について、裁量基準を遵守しないで行われた行政処分（行政行為）は、違法の評価を受けるのか、逆に、裁量基準を堅持して行われた行政処分は違法の評価を受けないのか、の二点について論じなさい。

《問題 2 以上》

《公法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

本問は、憲法第 89 条後段の「公の支配」の解釈に関連して、いわゆる私学助成の合憲性という基本的な論点について問うことで、憲法の統治機構論について基礎的な知識を有するか否かを測ることを目的としていた。

問題 2

行政法総論から、代表的な論点に関する基本的な知識を問うた。